

答 申 第 1 6 5 号
平成16年6月16日

千葉県知事 堂本 暁子 様

千葉県情報公開審査会
委員長 大田 洋介

異議申立てに対する決定について（答申）

平成15年3月7日付け成改第319号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

平成12年1月4日付けで提起された、平成11年11月22日付け北農開第51-2号、北農開第51-4-1号、北農開第51-5号で行った公文書不存在等通知に係る異議申立てに対する決定について

答 申

1 審査会の結論

千葉県知事（以下「実施機関」という。）の決定は妥当である。

2 異議申立人の主張要旨

(1) 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、実施機関が平成11年11月22日付け北農改第51-2号で行った「面談の報告書」、同日付け北農改第51-4-1号で行った「面談実情報告書」、同日付け北農改第51-5号で行った「平成6年7月頃実施した町道1号線の路肩部分の土壌調査の報告書」の公文書不
存在等通知の取消しを求めるといものである。

(2) 異議申立ての理由

異議申立ての理由を要約すると、次のとおりである。

ア 新任の所長が平成7年4月中に2回来宅し、その報告文書が存在しないとの回答は承服できない。なぜならば、平成6年度当時の農林部長の指示で異議申立人方のハウス修理の件での来宅の意による以上、会談の報告は当然文書で農林部長に報告しなければならない。会談の発言要旨は先般知事に送付してある。文書の原本を開示せよ。

イ 平成7年4月11日千葉県北総農業開発事務所の所長と次長が訪れたのは異議申立人の自宅ではなく、苺栽培ハウスであり、「所長が交替したので通りかかったので立ち寄った。」旨の一言のみであり、同事務所の所長、次長ら3名が来宅したのは18日～20日の間であった。異議申立人は以前回答のあった農林部長からの回答書の件で来たのかと思つたが、そうではなく一方的に事務所の考えを主張しただけであった。

3 実施機関の説明要旨

実施機関の説明はおおむね次のとおりである。

(1) 決定の内容について

千葉県が事業主体の県営かんがい排水事業（特定地域型）根木名川地区は平成6年度に着工し平成14年度に完了した。

本事業に関連した、

ア 平成6年8月15日及び18日の北総農業開発事務所と下総町道1号線工事に関する交渉に関して、平成7年4月北総農業開発事務所長と農

林部長或は耕地課長宛の面談の報告書及び業務日誌
イ 平成9年4月用水管工事に関してのビニールハウスへの工事影響調査報告書の結果に対しての主幹の面談の件の実情報告書
ウ 平成6年7月頃実施した町道1号線の路肩部分の土壌調査結果の報告書
の公開請求に対し不存在とした。

(2) 不存在の理由について

ア 前記(1)アについて

北総農業開発事務所長が異議申立人宅を訪問したのは、平成7年4月11日の一度のみであり人事異動に伴う挨拶のためであって、通常、報告文書等を作成するものではないから、請求にかかる文書は存在しない。

イ 前記(1)イについて

平成8年度に行った「影響調査結果」（異議申立人が所有する苺ハウスに隣接する道路に用水管を埋設した工事による影響調査）について、平成9年3月に説明に行ったが、異議申立人は作業準備に忙しく説明できる状況ではなかったことから、当日は異議申立人と会っただけで面談はしていないため、報告書は作成していない。

ウ 前記(1)ウについて

平成4年度に別の路線で実施したものはあるが、町道1号線に関する土壌調査は行っておらず報告書は作成していないため存在しない。

4 審査会の判断

当審査会は、異議申立人の主張及び実施機関の説明等を審査した結果、以下のように判断する。

(1) 県営かんがい排水事業（特定地域型）根木名川地区について

既存の施設を抜本的に改修し、取水の安定化、ポンプ運転操作の簡素化及び用水の安定送水を図るため、平成6年度に事業が開始され平成14年度に完了した。

(2) 公開請求について

異議申立人は前記の事業に関連して公開請求を行っており、本異議申立て事案に係る請求の内容は次のとおりである。

ア 平成6年8月15日及び18日の北総農業開発事務所と下総町道1号線工事に関する交渉に関して、平成7年4月北総農業開発事務所長と農林部長或は耕地課長宛の面談の報告書及び業務日誌

イ 平成9年4月用水管工事に関してのビニールハウスへの工事影響調査報告書の結果に対しての主幹の面談の件の実情報告書

ウ 平成6年7月頃実施した町道1号線の路肩部分の土壌調査結果の報告書

(3) 実施機関の決定について

実施機関はいずれの文書も作成していないとして公文書不存在等決定通知書により、不存在とした。

(4) 本件文書の不存在について

実施機関は、作成していないため存在しない旨主張しているため、以下検討する。

ア 前記(2)アの文書について

平成7年4月11日に北総農業開発事務所の所長が異議申立人宅を訪れたことは、異議申立人の主張及び実施機関の説明により確認でき、この点については両者の主張が一致している。

そこで、このような場合における復命書等の作成について検討する。

千葉県処務規程第61条第3項の規定によれば、「旅行を命ぜられた職員は、当該旅行から帰任した日から5日以内に復命書を提出しなければならない。ただし、当該旅行が上司に随行した場合又は用務が軽易な事項であると所属長が認める場合には口頭で復命させることができる。」とされている。

このことからすれば、本件のような単なる人事異動に伴う挨拶であれば、軽易な事項として口頭により復命を行い、文書としての復命書を作成しないことがあっても必ずしも不適切な事務処理とは認められない。

なお、異議申立人は4月中に再度来宅している旨主張しているが、実施機関は否定している。仮に、異議申立人が主張するように、農林部長からの指示による「ハウス修理の件」などの重要な用件で訪問しようとするならば、その目的、都合のよい日時などを事前に実施機関から連絡すると考えられるが、異議申立人は特にその点は主張していない。そうすると、実施機関が再度、異議申立人宅を訪問したとまでは確認することはできない。

また、仮に、訪問していたとしても異議申立人が主張するように、単に事務所の考え方を伝えただけであるなら、軽易な事項として口頭で復命することは十分考えられるところである。

よって、請求に係る文書を作成していないとする実施機関の説明に不合理な点は認められず、請求に係る文書は存在しないと判断される。

イ 前記(2)イの文書について

実施機関に説明を求めたところ、平成8年度に実施した調査結果（異議申立人が所有する苺ハウスに隣接する道路に用水管を埋設した工事に

よる影響調査)の内容自体については異議申立人に対して個人情報部分を除いて部分公開していると確認することができる。

実施機関は、調査結果について異議申立人に説明に行ったが、異議申立人は作業準備に忙しく説明できる状況ではなかったため、当日は異議申立人と会っただけで用件に係る説明には至らなかったと説明している。この点に関する実施機関の説明に不自然なところはなく、また、異議申立人の主張もないことから、単に会っただけであれば、前記同様に報告書は作成していないという実施機関の主張も不合理なものとは認められない。

よって、請求に係る対象文書は存在しないと判断される。

ウ 前記(2)ウの文書について

異議申立人は、平成6年度に実施した町道1号線の路肩部分における土壌調査結果の報告書を求めているが、実施機関に確認したところ、当該年度においては町道1号線の土壌調査は行っておらず、平成4年度に別の路線で土壌調査を実施したとのことであった。

実施機関が平成6年度当時実施していた根木名川用水地区における県営かんがい排水事業の事業区域を確認したところ、町道1号線部分は事業区域外であり、このことから、町道1号線における土壌調査を実施していないという実施機関の説明に、不合理な点は認められない。

よって、請求に係る対象文書は存在しないと判断される。

(5) 異議申立人のその余の主張について

異議申立人は、異議申立書及び意見書等の中で本件に係る決定以外の既に公開された文書等について種々主張している。しかし、本件文書の不存在に係る主張以外のその余の異議申立人の主張は本件公開請求に直接関係するものではないことから、当審査会は判断しない。

(6) 結論

以上のとおり、実施機関が本件文書の不存在を理由に不開示とした決定は妥当である。

5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別紙

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
15. 3. 7	諮問書の受理
15. 4. 25	実施機関の理由説明書の受理
15. 11. 21	審議 実施機関から不開示理由の聴取
16. 1. 27	審議
16. 5. 28	審議

(参考)

千葉県情報公開審査会第1部会委員

氏 名	職 業 等	備 考
大 田 洋 介	首都圏新都市鉄道（株）常務取締役 城西国際大学非常勤講師	部 会 長
大 友 道 明	弁護士	
瀧 上 信 光	千葉商科大学政策情報学部教授	部会長職務 代理者
横 山 清 美	環境パートナーシップちばアドバイザー	

(五十音順：平成16年5月28日現在)